

令和6年

2月号

事務所通信

小笠原税理士事務所

〒272-0826 千葉県市川市真間 5-7-4

mei_222@circus.ocn.ne.jp

TEL 047-712-0466 ・ FAX 047-712-0467



春の陽ざしにタンポポが

令和6年2月の税務と提出期限

- ① 令和6年2月13日・・・令和6年1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- ② 令和6年2月29日・・・令和5年12月決算法人の確定申告期限（法人税・消費税・法人事業税等）
- ③ 令和6年2月中において市町村の条例で定める日・・・固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
- ④ 前年分所得税の確定申告・・・申告期間：（2月16日から3月15日まで）

今月の気になった新聞記事

- 1) 倒産原因は、厚生年金等の社会保険料、消費税、固定資産税等の税金の滞納・・・税金等の滞納が原因で企業の倒産が増加している。ポストコロナで企業活動が正常化する中で、滞納者に対する差し押さえが本格化している。
- 2) 外形標準課税の対象法人、大規模法人の基準の見直し・・・総務省の地方財政審議会は、現行基準（「資本金1億超」の法人）に「資本金と資本剰余金の合計額」に。ピーク時の2/3に減少している、減資によるものを防止。
- 3) 起業手続きを2週間から3日に短縮・・・政府は、公証人が「設立者の意思の確認の際の対面確認を不要にする方向に、法務省の有識者検討会で、動画がその代替案で、まとめる方針。

生前贈与を考える・・・相続時精算課税制度？

生前贈与を考えるとき、暦年課税と相続時精算課税の選択に迷います。

2023年、贈与税制が大幅に変わりました。各制度の違い、内容について確認しましょう。

1. 暦年課税と相続時精算課税の違い

区分	暦年課税	相続時精算課税
贈与者（財産を渡す人）	条件なし	贈与をした年の1月1日に60歳以上である父母または祖父母
受贈者（財産をもらう人）	条件なし	贈与をもらう年の1月1日に20歳以上の推定相続人および孫
非課税枠	受贈者（もらう人）ごとに年間110万円	上記の贈与者（財産を渡す人）ごとに相続開始まで原則2500万円
非課税限度額を超えた場合（課税される額）	贈与額-110万円×超過累進税率（10%～55%）	（贈与額-2500万円）×一律20%
贈与税の申告	非課税枠（110万円）を超えたら申告	贈与者ごと、金額にかかわらず贈与税申告書+相続時精算課税選択届出書を提出
相続が発生した時の取り扱い	相続開始前7年の贈与財産を相続財産に加算する	この制度を利用した贈与時の価額で相続財産に加算して申告 毎年110万円以下の贈与は持ち戻しが不要
利用制限	相続時精算課税制度を選択したら暦年課税は利用できない	いったん選択すると、相続開始まで継続する。

2. 2023年税制改正大綱での改正で暦年課税の持ち戻しが3年から7年に

生前贈与は、原則年間110万円まで非課税なので、暦年課税を使って計画的に何千万という財産を子や孫に贈与する節税策があるが、今迄は相続開始の3年前に終わらすようにしていたのが7年前までに終了しないと、相続財産に取り込まれるため、節税対策として使いにくくなった。（2027年1月施行）

3. 相続時精算課税の改正は

相続時精算課税は節税対策としては使いにくく、利用者は、暦年課税10/1以下だったが今回の改正で、暦年課税と同額の年間110万円までの非課税枠とする見直しが行われ、相続直前の贈与であっても持ち戻しの対象とならない。

4. 相続時精算課税のメリット・デメリット

メリット・・・相続税がかからない人は子や孫に、遺産（株式・賃貸物件等）の前渡しを行える
デメリット・・・贈与した財産は、すべて相続時に贈与した時価で持ち戻し相続税の計算をするので贈与時と相続時の時価差額がデメリットにも、又小規模宅地等の特例が使えない。

相続登記の義務化は、令和6年4月からです。

令和6年から相続不動産を3年以内に所有権移転登記することが義務化され、怠れば10万円以下の過料が科されます。相続不動産を登記手続きしないで放置した所有者不明の土地が増加したことから、自治体の公共事業が困難になり、固定資産税の未納問題等により、令和3年4月に不動産登記法と民法が改正されました。

1. 相続不動産を登記しないでおくと6つのリスクが。

- ①不動産の売却や担保設定ができない・・・非常時に換価できないことも。
- ②権利関係が複雑になる・・・相続が2回以上続くと、相続人の数も増え、調査や相続登記の手続きが複雑
- ③不動産が差し押さえられる可能性が・・・相続人の中に借金がある人がいると差し押さえられる事が
- ④認知症発症で遺産分割協議ができない・・・認知症発症により相続人の判断能力がなくなると、成年後見人をつけないと遺産分割協議に参加できなくなる。
- ⑤必要書類の入手が困難になる・・・所有者が死亡していれば、登記に必要な書類を手に入れるのが困難となり住民票や戸籍謄本は、役所の保存期間を超えてしまうと手間が増える。
- ⑥不動産が荒廃する・・・登記上の所有者が死亡していて名義変更されていないと、誰もメンテナンスしないで荒廃した空き家となり、自治体から「特定空き家」に認定されると建物撤去等の費用がかかる。

2. 所有する不動産の名義人の住所・氏名が変更した場合にも、変更登記を義務化

2026年以降、名義人の住所に変更があった場合には、2年以内に変更登記をしないと5万円以下の過料を科されてしまう。住所だけでなく、結婚・養子縁組により氏名が変更した場合も同様だ。不動産の名義人が会社である場合も、名称変更や本店移転があれば変更登記が必要です。



税金のこと 世の中 いろいろ よもやま話

1) 国税庁からのフィッシング詐欺にご注意ください。

国税庁の名前を語るフィッシングメールの件名は、「税務署からのお知らせ」【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】等複数の文面があり、リンクへのアクセスを促す。本来税務署からのお知らせメールに添付ファイルが添付されていない。心当たりのない人はクリックしないよう呼び掛けている。

2) 3月から相続手続きが楽に、戸籍の「広域交付制度」がスタート

3月1日から、スタートする「広域交付制度」は、全国どこの本籍地の戸籍謄本であっても、出生から死亡までの戸籍謄本一式が最寄りの役所窓口だけで一括請求できる。注意点は、申請を行えるのは配偶者や親、子といった相続人本人のみであること。専門家による代行はできない。

3) 普通郵便料金が110円へ（最大35%値上げ）

2024年10月頃から、提携普通郵便が110円（50gまで）になる方針を総務省が明らかにした。今では、25g、50gと2区分あったがこれからは、最低料金は110円になる。葉書は63円から85円に、1994年以来30年ぶりの値上げとなる。郵便物の数は2021年度をピークに45%減少している。